

糖尿病医科・歯科連携

糖尿病医療連携届出医療機関での対応

糖尿病医療連携における歯科受診該当者の目安について

医科は、必要に応じて「歯周病のセルフチェック票」（別紙1）を用いて、自己チェックを行わせ、実施した場合は口に✓をする。

「歯周病セルフチェック票」の11項目をチェックして、その合計点数が5点以上の者（黄色信号）を歯科要医療とし、岡山県糖尿病地域連携診療計画書の合併症項目歯周病チェック・歯科受診（要・不要）の要に○を記入し、糖尿病医療連携届出歯科医療機関への歯科受診を促す。

なお、セルフチェック用紙の様式は、岡山県保健福祉部健康推進課のホームページからダウンロード、または、岡山県歯科医師会事務局（Tel. 086-224-1255、Fax. 086-224-8561）へ連絡して、様式を入手する。

（「歯周病のセルフチェック票」は、岡山県歯科医師会で作成し、糖尿病医療連携届出専門医療機関に無料配布している。）

糖尿病医療連携届出歯科医療機関での対応

糖尿病医療連携届出歯科医療機関は、「糖尿病連携 診療結果報告書」（別紙2）、またはこれに準じた様式により、診断結果・治療方針等を、紹介元の糖尿病医療連携届出医療機関へ報告する。